四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (平成十九年内閣府令第六十三号)

三 (略)	会計基準によって四半期財務諸表を作成している旨一 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際	半期財務諸表を作成している旨おいて同じ。)と同一である場合には、国際会計基準によって四二第一項第一号二に規定する国際会計基準をいう。以下この条に	指定国際会計基準が国際会計基準(連結財務諸表規則第一条の	、次に掲げる事項を注記しなければならない。	第八十四条 指定国際会計基準によって作成した四半期財務諸表には	(会計基準の特例に関する注記)				(削る)	第九条 (略)	(有価証券に関する注記)	改正案
二 (略)	(新設)		指定国際会計基準によって四半期財務諸表を作成している旨	、次に掲げる事項を注記しなければならない。	第八十四条 指定国際会計基準によって作成した四半期財務諸表には	(会計基準の特例に関する注記)	らない。	は著しい変動が認められる場合には、その内容を注記しなければな	号に定める事項に関して、前事業年度の末日に比して重要な変更又	2 当四半期会計期間において、財務諸表等規則第八条の七第三項各	第九条 (略)	(有価証券に関する注記)	現行